



聖公会  
ローマ・カトリック教会  
国際委員会

# 救いと教会

聖公会—ローマ・カトリック教会日本委員会訳

## 求 索 い と 教 会

聖公会—ローマ・カトリック教会第2次国際委員会の合意声明

聖公会—ローマ・カトリック教会日本委員会訳

## 本文書の位置付け

ここに刊行された合意声明は聖公会－ローマ・カトリック教会第2次国際委員会（ARCIC II）が作成したものである。これは、本委員会の合意声明に過ぎないが、本委員会を任命した教会当局は、この声明文が、討議され、示唆が与えられて改良されるために刊行されることを許可したのである。本合意声明は、ローマ・カトリック教会あるいは聖公会による、権威ある宣言ではない。両教会とも、本合意声明を吟味した上で、しかるべき時にそれについての見解を表明するであろう。

本国際委員会は、建設的かつ友好的な精神をもってなされる見解表明や批判を喜んで受けとめるつもりである。本委員会の作業は、両教会が一致に向けて進むために役立たんとしてなされた。本委員会は、作成した文書を改善したり補ったりするのに役立つと思われる真剣な論評には、どのようなものでも、責任をもって耳を傾けるつもりである。このような広範囲にわたる協力によって本委員会の作業は、いっそう広い協同の作業になり、神の恵みに助けられて、「神がわれわれをを招いておられるところの完全な一致に向けてわれわれを導くであろう」（ヨハネ・パウロ2世とカンタベリー大主教との共同宣言。

1982年、聖靈降臨）。

## 共同議長の序言

1982年5月29日の聖霊降臨の祝日前夜は、一致に向けて歩んでいる聖公会とローマ・カトリック教会の道筋において非常に意義深い日であった。この日に、教皇ヨハネ・パウロ2世は、彼の前任者であったグレゴリウス1世教皇が英国人を改宗へ導くためにローマから派遣したカンタベリーの聖アウグスティヌスの後をたどって、カンタベリーを訪問したのである。そのアウグスティヌスによって創立された教会で、教皇ヨハネ・パウロ2世と、英國の諸教会並びに全聖公会の代表者を伴った現カンタベリー大主教ロバート・ランシー博士とが、洗礼の時に宣言され、われわれが共有しているところの一つの信仰を告白し、かつ祝ったのである。また、教皇と大主教とは、『最終報告書』を刊行したばかりの聖公会－ローマ・カトリック教会第1次国際委員会が成し遂げた仕事のために神に感謝し、その仕事を継続させるために新たな委員会(ARCIC II)を設置することを合意したのである。

ARCIC IIの主な課題は、いまだにわれわれを分裂させている教理上の諸相違点を吟味して、それらを解決せんとすることである。したがって、全聖公会中央協議会(ニューカッスル、1981年9月)の要請に答えて、われわれは、義認の教理の検討に取り掛かったのである。これは宗教改革時代には特に激しい論争を呼んだ教理である。上述の要請は、義認と救いという主題がキリスト教信仰にとっては中心的なものであるから、もしこの点について合意が確実でなければ、両教会の間での教理上の完全な合意は達成されえないという、多くの人々の意

見から生れたものである。

この課題についてわれわれは3年以上を費やしたのである。義認の教理は、非常に複雑で深い神秘に包まれた諸問題をはらんでいるし、救いの教理全体という広範な文脈においてのみふさわしく取り扱いうる問題である。また救いの教理の研究から、われわれは、キリストの救いの働きにおける教会の役割についての研究へ導かれたのである。そこで本合意声明の表題は、『救いと教会』とした。われわれは、もちろん、教会についての教理の全体をここで説明したとは思っていない。救いに関する教会の役割だけを取り扱ったのである。

われわれの作業において、特に義認それ自体の教理については、1983年に米国ルーテル教会－ローマ・カトリック教会協議会によって刊行された合意声明『信仰による義認』（1985年、オーガスブルグ出版社、ミネアポリス）が非常に助けとなった。このことは、エキュメニカルな対話はすべて、相互に深く関係し合っていることを示している。この相互関係は、諸教会の間に既に存在している交わりが成長しつつあることの現れである。一致に向けての探求は、一つの不可分のものだからである。

キリストを知って信じるという信仰をもっていない人達の救いの問題は、今日非常に重要であるが、本委員会はこの問題を取り扱わなかったのである。というのは、それが両教会の歴史で相互の論争の的とされなかつたからである。われわれの先輩たちは、キリスト教信仰の理解に関して互いに対立していたが、他宗教の人々、あるいは無宗教の人々の存在が、現代に見られるような形では、ほとんど問題にされ

なかつたような世界の中に生きていた。今日では、他宗教・無宗教の人々の救いの問題は、両教会において神学的な研究の課題とされている。

われわれの第一の関心事は、過去において問題とされた救いの教理の争点についてわれわれの共通の信仰を表明することであったけれども、世界はかつてと同じように今も、神が自由に与えておられる恵みの福音を必要としていると、われわれは信じている。キリスト者が直面している問題の一つは、われわれが互いに受け入れ合うことができなければ、われわれを受け入れてくださる神についての福音を、真に証しうるか、ということである。

われわれの対話の目的は、両教会の間に完全な教会的交わりを回復することである。しかし、本委員会の作業は、われわれに、更に広い視野、つまり、全キリスト者の一致のみならず、キリストにおける万物の完成を、想起させたのである。われわれの中で、この善い業をはじめられた神が、主イエス・キリストにおいて、その業を成し遂げてくださると、われわれは確信している。

司教 コーマック・マーフィーオコナー

主教 マーク・サンター

ランダフ

1986年9月3日

グレゴリウス1世教皇の祝日に

## 救いと教会

### 序言

1) 父と子と聖靈なる神の意志は、神が創造し維持している万物をご自身に和解させること、全被造物を滅びへの隸属から解放すること、また、全人類をご自身との交わりに入れることにある。神の被造物であるわれわれは、罪によって神から離れるが、神は、絶えることなくわれわれを招き、神を新たに発見する道をわれわれのために開いてくださる。父なる神は、われわれをご自身と一致させるために、そのひとり子イエス・キリストをこの世に遣わされた。この御子によって万物は造られたのである。 御子は見えない神の姿であって、われわれが神性にあずかって神の栄光を反映するために肉体を取られたのである。 キリストの生と死と復活を通して神の愛の神祕が啓示され、われわれは悪と罪と死の力から救われて、神の命を分かち与えられていい。これらすべては、人間側に何らの功績なしに神によって与えられた賜物である。神の靈は、信じる者の中に注ぎ込まれる。これは神の子とする靈であって、われわれを神の子とする。靈は、われわれを、キリストと一体にし、また、このキリストにおいて、信仰によってキリストと一体である者たちすべてと、一体にする。われわれは、洗礼によって、キリストの死と復活にあずかってキリストと一体となり、聖靈の力によって一つの体の肢体とされ、共に神の命に参与する。言葉とサクラメントによって維持されている、一つの体におけるこの交

わりは、新約聖書ではコイノニアと呼ばれている。「キリストにおけるわれわれと神とのコイノニアから相互のコイノニアが生ずる。これが教会の秘義である」（ARCIC I、『最終報告』序言5）。信仰者の共同体は、キリストと一体とされていて、神に賛美と感謝を捧げ、キリストの栄光に輝く再臨を待ち望みつつ、キリストの恵みを祝うのである。再臨の時、キリストはすべてにおいてすべてとなって、聖なる民を父なる神に引き渡される。現世では、教会は、全人類をキリストにおいて癒し再創造しようとする神の意志を、世界に示すしであるように招かれている。教会が受け取った福音を伝える時、その使信の核心は、キリストにおける神の恵みによる救いでなければならない。

2) 救いの教理については、過去において、聖公会側とローマ・カトリック側との間に、いくつかの論争が起こった。特に、義認の教理に関して、既に中世末期の教会で、意見の相違が見られたが、16世紀には、この意見の相違こそ、ローマ・カトリック側とヨーロッパ大陸の宗教改革者たちの間の論争と中心となった。英国の宗教改革では、義認の問題は大陸ほどに中心的な問題とされなかったが、英國教会は実質的には、アウグスブルグ信仰告白とヴェルテンベルク信仰告白に書かれた、稳健なルター派の定式の中に表わされている諸原理を採用したのである。トリエント公会議の『義化についての教令』は、聖公会の公的な定式に反対するために出されたものではない。これらの定式はその時にはまだ作成されていなかったのである。トリエント公会議の教令に対する当時の聖公会神学者たちの反応はまちまちであった。

ある神学者たちは好意的な反応を示し、またある他の神学者たちは、少なくとも特定の点については、批判的であった<sup>1</sup>。それにもかかわらず、時が経過するにつれて、聖公会の人々の間で、その教令は自分たちの立場を拒否するものであるという見方が一般的になった。16世紀以来、義認の教理と、予定、原罪、善い業、聖化などのような、関連した問題についての様々な論争が、それぞれの教会内で行なわれてきた。

3) 義認をも含む救いの教理に関しては、両教会の間に、多くの点で意見の一致が見られた。とりわけ、人類に救いをもたらし、かつ神に仕えるべく一人一人の人間を共同体に呼び出す神の行為は、ただひたすライエス・キリストの働きと贖罪のための死と復活を通して仲介され表わされた神の憐れみと恵みによるものであるという点で、皆一致していた。また、神の恵みは、信仰という人間の心の応答を呼び起し、その応答は、個人の生活のみでなく教会の共同の生活にも影響を与えていたという点に関しても、異論を唱える者はいなかった。だが、神の恵みと人間の応答の関係がどのようなものであるのかということを説明する段になると、いくつかの問題が起こり、しかも、論議の枠組があまりにも狭く個人を中心にしてことによって、それらの問題はいっそう困難なものとなつた。

4) 第一の問題は、われわれを義とする信仰を、個人の最終的な救いに対する本人の信頼を含むものとして、どのように理解すべきかとい

う問題であった。だれもが、神への信頼はキリスト教の希望の特徴であることには同意した。しかし、あまりに極端に救いに対する確信を強調することは、神が人を絶対的に救いへ予定するという教理と結び付くと、義認から聖なる生活が生じなければならないということが軽視されるのではないかと、ある人々は心配した。カトリック側は、確信についてのプロテスタント側の理解が信仰を主観的な心構えと履き違え、結果的に神への希望を蝕むものであると考えた。プロテスタン卜側は、カトリック側がキリストの業の完全性への信頼を欠き、人間の努力に過度に頼り、その結果、あるいは小心翼々となり、あるいは全くの律法主義に陥り、結局キリスト者の希望と確信を失ってしまうのではないかと、疑ったのである。

5) 第二の問題は、義認と、義や正義という関連する概念との理解にかかわるものであった。宗教改革の神学者たちは、義認が善い業によって得られた資格に依存するものであるという考えが起こるのではないかということを恐れて、キリストの義が人間に転嫁されることを非常に強調した。この表現によって彼らが表わそうとしたのは、正しくない者がキリストの服従とキリストの受難の功績との故に神によって受け入れられることを神が宣言したことである。カトリック側は、宗教改革者たちが転嫁された義を法的フィクション、つまり、信仰者の外側にある名目上の義に過ぎないものと見なしていると取っていた。そこで、カトリック側は、これでは個人が本質的に罪の状態に留まり、内住する聖靈により生まれ変った人間の内面に造られ、分与

された義、つまり習性的かつ現実的な義は除外されてしまうと反論した。16、17世紀の聖公会の神学者たちは、転嫁された義と分与された義を、概念上区別されるものであっても、礼拝と生活の中では不可分なものであると考えた。彼らはまた、われわれが赦されているが故にまことに義とされているが、絶えず赦しを必要としていることを自覚している、と考えたのである。

6) 第三の問題は、善い業と救いとの関係についてのものであった。宗教改革の神学者たちは、善い業や信心業や儀式をカトリック教会が強調するのは、義認を幾分かはそういうものに依存していると見なしているからである、と理解した。このような考えが神の恵みの主権と絶対的自由とに背く、とプロテstant側は批判した。他方、カトリック側は、宗教改革者たちの義認理解を、人間の行為はいずれも神の目には無価値であるという意味で取った。カトリック側の考えによれば、これでは、人間の自由意志と責任が否定され、業は、たとえ超自然的な恵みによるものであっても、報いられる価値がないことになる。宗教改革期の聖公会の神学者たちは、「信仰のみによって」という表現を、「キリストの功績の故にのみ」を意味すると取り、また善い業を救いと関係のないものとは見なさなかつたが、不完全で、それ故に不十分であると見なした。彼らは、善い業は信仰を表わすのに必要であり、信仰そのものは希望と愛から分かたれえない、と考えた。

7) 16世紀における意見の相違の中心は、信仰、義、善い業が個人の

救いにどう関係するか、についてであったけれども、救いの過程における教会の役割について第四の問題が起った。すなわち、プロテstant側は、聖書が教会の上に権威を振るっていることをカトリック側が実際には認めていないと思い、さらに、カトリック教会の教えと実践が、「神と人との間の唯一の仲介者」（1テモ2:5）としてのキリストの位置を傷付ける意味で取られた、教会の仲介的な役割についての理解を示している、と考えた。他方、カトリック側は、プロテstant側が教会の奉仕職と、神によって定められた恵みの手段であるサクラメントとを放棄している、あるいは少なくとも軽視している、と考え、また、神によって啓示された言葉を保存し、説明するという、神によって教会に与えられた権威を排除している、と考えたのである。

8) 聖公会とローマ・カトリック教会の間の交わりが断たれたので、お互いが相手の教えを歪曲して描きがちになった。また、両教会には極端な人もおり、そのような人々の言行が相手の人たちについて抱いていた懸念を裏付ける証拠のように写った。ところで、聖書学の進歩、歴史学と神学の発展、世界宣教に当たって得られた新しい洞察、教会一致促進運動による相互理解の深まりの故に、われわれは、お互いの様々な対立を新しい視野の中で見れるようになった。本委員会のわれわれは、以上の共通経験に照らされて、われわれの共通の信仰を探求してきた。そして、続く章節では、上述の四つの問題は、われわれの間での論争の的とする必要がない、と断言することができるよう

になったのである。

## 救いと信仰

9) われわれがイエス・キリストは主であると告白する時、われわれは父なる神を賛美し、栄光を帰している。その父なる神の創造と救いの目的は御子によって実現された。父なる神は、われわれを贖<sup>あがな</sup>い聖靈の内住によってご自身のために民を準備するため、その御子を派遣されたのである。被造物に対する、全く功績によらない神のこの愛が恵みという言葉によって表現されており、この恵みは、永久に有効なものとしてただ一度起こったキリストの死と復活を含むとともに、われわれのための神の継続的な働きをも含んでいる。聖靈は「言葉とサクラメント」を通して教会の中にキリストの犠牲の実を現実のものとする。われわれの罪は赦され、われわれは神の愛に応答できるようになり、キリストの姿に似たものになる。神のこのイニシアチーブへの人間の応答それ自体、恵みの賜物であり、同時に、真に人間的で人格的な応答である。神の新しい創造が実現されるのは、恵みを通してなのである。救いは、恵みの賜物であり、救いが人のものとなるのは、信仰によってである。

10) キリストにおける神の恵み深い行為は、福音によってわれわれに示される。福音は、キリストが決定的な贖罪の業を成し遂げたこと、

すべての信仰者に保証として聖靈が与えられること、永遠の命を神が確実に約束してくださったことを宣言して、キリスト者を神の憐れみを信じるように招き、彼らに救いの確信をもたらす。われわれは福音によって招かれた者、恵みの手段を共に持っている者であるが、永遠の命がわれわれ一人一人に確保されていることをわれわれが、神の子として、信頼することを、恵み深い神が望んでおられる。この恵みの贈与に対するわれわれの応答は、われわれの全存在から生まれたものでなければならない。それ故に、信仰は、福音を真理として承認することを含むのみでなく、悔い改めと神の招きへの服従をもって神にわれわれの意志をゆだねることをも内包しなければならない。さもなければ、信仰は死んだものである（ヤコ2:17）。生きている信仰は、愛と不可分なものであり、善い業を生み、聖なる生活を通して深められていく。キリスト者の確信は、恐れおののきつつ自分の救いを達成するように努める責任を、けっして免除するものではない（フィリピ2:12-13）。

11) キリスト者の確信は、自分の力を過信するものではない。それは、期待を裏切らない神の誠実さに基づいていて、われわれの応答の程度を基礎にしているのではない。神は、信じる者に、救われるためには必要なすべてを与えられる。信仰者は、このことが絶対的に確実であると信じている。キリストの言葉とそのサクラメントは、われわれにこの確信を与える。キリスト教の伝統を通して一貫して流れているものは、われわれにその御子を下さった神の無限の憐れみについて

の確信である。いかにわれわれの罪が大きくとも、真に悔い改める者を神は常に喜んで赦してください。とわれわれは確信している。事実、洗礼を受け義とされた者も、罪を犯しうる。新約聖書は、自分の力を過信しないように警告を発している（コロ1:22以下、ヘブ10:36以下などを参照）。キリスト者は、終わりまで義を保つという自分の力を当てにしてはならず、神の恵みにしっかりと依り頼んで生きるべきである。神がイエス・キリストにおいてその究極の目的について啓示されたことの故に、生きている信仰は希望と不可分なものである。

### 救いと義認

12) 「信仰のサクラメント」（アウグスティヌス、Ep.98.9 参照）である洗礼を受ける時に、われわれは、全教会と共に、キリストを告白し、キリストの死と復活にあずかって、キリストとの交わりに入り、聖靈を与えられることによって、われわれの罪深さから解放されて、新しい命に復活させられる。聖書は多くの仕方でこの救いについて語っている。聖書はまず、神の永遠の意志が十字架上のキリストの犠牲によって成就したと述べている。キリストのこの犠牲こそ、悪の力を征服し、信じる罪人を神と和解させる神の決定的な行為である。また、聖書は、聖靈が教会において永久に現存し、働くこと、恵みを今与えること、われわれがキリストに似た姿に変容されつつこの恵みの中に永久に生き成長していくこと、についても語っている。また、聖

書は、われわれがすべての聖徒と共に永遠の嗣業を受け継ぎ、顔と顔を合わせて神を見、終わりの日の復活の喜びに参与すること、についても語っている。

13) 救いについて余すところなく述べるために新約聖書は多様な言葉を用いている。ある用語は、他の用語と比べると、もっと根本的で重要であると言えるが、すべての他の用語を支配するような一つの用語とか概念とかいうものは存在しない。すべての用語は互いを補い合っている。救いという概念は、人が悪から解放され、神が人に与えようとしておられる命の充満に人が最終的に導き入れられることを意味する包括的な概念である（ルカ1:77；ヨハネ 3:16-17など。ヨハネ10:10をも参照）。和解と赦しという概念は、損なわれた関係の回復を強調している（2コリ5:18以下；エフェ2:13-18など）。償い、あるいはなだめ（hilasterionなど）という言葉は、犠牲の文脈から採られたもので、罪を取り除いて神との正しい関係を再建することを表わしている（ロマ3:25；ヘブ2:17；1ヨハネ2:2;4:10など）。贖い、あるいは解放という言葉は、束縛から救出されて神の所有物になること、また、代価を支払って買い取られることによって自由の身となることを表わしている（マコ10:45；エフェ1:7；1ペト1:18以下など）。子とされるという用語は、神の子というわれわれの新しい在り方を述べている（ロマ8:15-17,23；ガラ4:4 以下など）。再生、新しく生まれること、新しく創造されることという用語は、人を再創造する神の業と新しい命の開始を語っている（ヨハネ3:2;2コリ5:17；1ペト1:23など）。聖

化という用語は、神がわれわれをご自身のものとなさっており、われわれを聖なる生活に召しておられるという事実を強調している（ヨハネ17:15 以下：エフェ4:25；1ペト1:15以下など）。義認という概念は、有罪判決の除去と、神の前での新しい立場とを表わしている（ロマ3:22以下；4:5；5:1以下；使13:39 など）。これらすべての面を有している救いは、信仰の共同体に入れられる時に、各々の信仰者に与えられる。

14) トリエント公会議を解釈したローマ・カトリックの神学者も、また聖公会の神学者たちも同様に、義認と聖化とは全く別のものではなく、相互関係にあると強調してきた。しかしながら、義認という語とその関連語について理解の相違があったために、議論は混乱してきた。宗教改革の神学者たちは、*dikaioun*という動詞をほとんどの場合「義と宣言する」という意味で用いる新約聖書の通常の用語法に従う傾向があった。他方、カトリックの神学者たち、とりわけトリエント公会議は*justificare* (*dikaioun*の伝統的な訳語) を、正しいものにするという意味で用いた教父時代と中世のラテン語の用法に従う傾向があった。彼らにとって *justificare* は「義なるものとする」ということを意味した。義認の過程についてのカトリックの理解はラテン語の用法に従って、宗教改革者たちが義認よりもむしろ聖化に属するとした救いの要素をも含めることになった。そのために、プロテスタン卜は、カトリックが救いの絶対的な無償性をおびやかすほどに聖化を強調していると受け取ったのである。他方、カトリックは、プロテス

タントが義とする神の行為を強調するあまり聖化と人間の責任を著しく軽視してしまうと懸念した。

15) 義認と聖化は神の同一の行為の二つの面である(1コリ6:11)。もちろん、義認は信仰あるいは業に対する報酬ではない。むしろ、神が有罪判決の取り消しを約束し神の前での新しい立場をわれわれに与える時には、この義認は、神が恵みにおいてわれわれを聖化し、再創造することと分かちがたく結び付いている。この変容は、われわれの人生の不完全さやあいまいさにもかかわらず、われわれの地上の旅の間次第に実現される。神の恵みは、神が宣言することを実現させる、すなわち神の創造的言葉は、その言葉の意味するものを実際に与える。神は、われわれが正しい者であると宣言することによって、われわれを正しい者になさる。神が与えてくださる義は、神ご自身の義であるが、われわれの義となるのである<sup>2</sup>。

16) われわれがキリストの故に神によって受け入れられているという神の宣言は、内在する聖霊による絶え間ない刷新というキリストの賜物とともに、われわれの最終的な完成の保証であり、その前金であり、また信仰者の希望の根拠である。教会の生活において、神の言葉の最終的決定性と、われわれの最後の目標に向けての継続的な歩みとは、洗礼とユーカリストとの関係に反映されている。洗礼とは、義認とキリストとの合体をもたらす繰り返しえないサクラメントである(1コリ6:11:12:12-13;ガラ3:27)。それに対してユーカリストとは、キ

リストが再び来られる時まで(1コリ11:26)キリストの死を告げ知らせてキリストの体の生命を造り、刷新させるところの、繰り返されるサクラメントである。

17) 聖化とは、信仰者の内に義と聖性を実現する神の業であり、この義と聖性がなければ誰も神を見ることはできない。聖化は、罪によって損なわれている神の似姿を人の中に回復し完成させるものである。キリストが再び現れてわれわれがキリストのようになる日まで、われわれは、神の完全な像であるキリストと似た形となるように成長する。キリストの律法は、われわれの生活の基準となった。われわれは、聖霊の実である業を行うことができるようにされた。こうして、救い主である神の業は、単に罪人のために神が下す判決として宣言されるのみでなく、罪人を正しいものとする賜物としても贈与される。この賜物をわれわれはこの生活においては不完全にしか受け取らないけれども、聖書は、信仰者の義が、神によってキリストを通して既に実現されたと言っている。「神はわれわれをキリスト・イエスにおいて共に復活させ、共に天の王座に着かせてくださった」(エフェ2:6)と。

18) 義認という語は、神の放免の宣言、すなわち疎外され迷子になつた人間に対して、われわれが何らかの資格を持つに先立つて示された神の愛のことを語っている。神は、キリストの生と死と復活を通して、われわれが赦され受け入れられ神に和解されていることを宣言し

ている。自らを神に受け入れられるものとしようとするわれわれ自身の努力の代わりに、キリストの完全な義が、われわれのものと認定される。神の宣言は、新約聖書では時々、法律用語で、罪人の放免の判決として表現されている。判決が下される神の法廷は、被告人の父でも救い主でもある神ご自身が審判する法廷である。人間の法廷では、放免は外的な行為、非人間的とさえ言える行為であるが、神の赦しと和解の宣言は、悔い改める信仰者を元のままにしておらず、彼らとの親密で人格的な関係を打ち立てる。罪の赦免には、ただちに刷新されること、新しい命に生まれ変わることが伴う。したがって、義認の法的な側面は、真理の重要な側面を表しているが、救いについてのそのほかのすべての聖書的な概念や表現を解釈するための唯一の基準概念ではない。なぜなら、神は、われわれを放免するとともに聖化するからである。神は、われわれに対して判決を下す裁判官であるのみでなく、われわれが自力ではできないことを、ひとり子を与えてわれわれのためにしてくださった父でもある。キリストの生と十字架上の自己奉獻の力によって、われわれは、キリストと共に、聖靈によって「アッバ、父よ」（ロマ8:15；ガラ4:6）と呼ぶことができる。

## 救いと善い業

19) 義認と聖化が神の同じ一つの行為の両面であるのと同様に、生きた信仰と愛も、信仰者の中では分離できない。信仰は単なる個人的で

心の内部に留まる態度ではなく、まさにその本性からして行動として表される。生きた信仰からは必然的に善い業が生じる（ヤコ2:17）。善い業は、それらが聖霊の実として、神において、神の恵みを頼んでなされたが故に、真に善いものである。

救いと善い業の関係を理解しようとするならば、キリストご自身とその業を中心に置かなければならぬ。神は、その御子自身において、新たにされた人間性を存在させられた。それは、「最後のアダム」であり「第二の人」である（1コリ15:45、47参照）イエス・キリストご自身の人間性にほかならないのである。イエス・キリストは、全被造物の長子であり、われわれの新しい人間性の原型または源泉である。救いとは、神がキリストにおいて造り直されたような人間として今生きるために、このキリストの人間性に参与することを含んでいる（コロ3:10）。人を変容する神の力によってキリストにおいて新たにされたものとしてわれわれの人間性を理解するならば、われわれは業の故には救われないが、善い業を行なうためにキリストにおいて造られた（エフェ2:8 以下）、という新約聖書の言葉をよく理解することができる。「業の故には救われない」とは、われわれの成す最善の業や善意をもってしても、人間性が新たにされるという神の賜物を受ける何の権利もわれわれはもっていないということである。神の再創造する行為の起る源は、神ご自身の中であって他のどこでもない。「善い業を行なうために造られた」とは、善い業は神がその御子においてわれわれに与えた自由の実である、ということである。神は、われわれをその似姿に回復することによって、墮落した人間に自由を授与され

る。これは、二つのうちのどちらかを選べるという人間生来の自由ではなく、神の意志を行なう自由である。「キリスト・イエスによって命をもたらす靈の法則が、罪と死との法則から私を解放した。....それは、われわれの内に、律法の要求が満たされるためであった」（ロマ8:2,4）。われわれは、聖靈の力によって自由とされて、神の戒めを守り、神の民として忠実に生き、共同体の規律の内部に留まりつつ愛を増して聖靈の実を結ぶことができる。

われわれが神のかたどり、神に似せたものに再創造される限りにおいて、神は、ご自身がわれわれの救いを成就するために思いのままになされる働きにわれわれを参与させてくださる（フィリ2:12以下）。アウグスティヌスの言葉で言えば、「あなたなしにあなたを造られた神は、あなたなしにあなたを義とはなさらない」（説教169,13）。こうして、神の業から人間の業が生じる。全く人間として生き行動するのはわれわれであるが、それは決して自力によることでもなく、自己充足的に独立したものとしての働きでもない。この全く人間的な生が可能となるのは、われわれが、パウロの言葉によれば、「私の内に生きておられる」（ガラ2:20）キリストの自由と働きの中に生きる時である。

20) キリストにおける自由についてこのように語ることは、完全に自由な状態で神の前で生きるという人間の生の形が決定的に露わにされるのはキリストにおいてである、と強調することにほかならない。われわれの解放は、個人が他者との関係によって完成されるというよう

な社会的生活の実現に、われわれを駆り立てる。だから、キリストにおける自由は、孤立した生き方ではなくて、むしろ、相互的な義務関係によって治められる共同体のなかで生きられる生き方をもたらすものである。キリストにおいて生きることによって、われわれは、個人の利己主義にだけではなく、社会の利己主義にも現れる悪魔的な力から解放される。

21) 信仰者の成熟への成長も、また、教会の共同生活も、繰り返し罪に陥ることによって損なわれる。神において聖霊の恵みのもとになされる善い業でさえ、人間の弱さと自己中心によってきず物にされうる。だから、われわれが罪からの自由をもう一度自分のものとするのは、日々の悔い改めと信仰によるのである。この洞察は、われわれが義人であり同時に罪人であると逆説的に表現されたことがある。

22) 信仰に導かれた信仰者の地上の旅は、神の民の全員が相互に支え合うことで全うされる。キリストにおいては、すべての信じる者が、生きている者も死んだ者も共に、祈りの交わりの中で結び合わされている。罪に陥りそして悔い改めた人々に対して、主の御名によって赦しを宣言する権威を、教会は主キリストから委託されている。教会はまた、誤って行なわれたことに対する具体的な償いを求めることによって、そういう人々が神の憐れみをより深く理解するように援助することができる。そのような懺悔赦罪のきまりや、その他の信心業は、決して赦しを与える義務を神に負わせようと意図するものではない。

むしろ、それらは神の自由な憐れみをより完全に受け入れるための形  
式を提供するものである。

23) キリスト者の自由をもって、また聖霊がわれわれに与える神の愛  
においてなされる正しい人の業は、神によって賞賛され、神の報いを  
受ける（マタ6:4;2 テモ4:8;ヘブ10:35;11:6）。神の恵みに応答し、そ  
の結果として神の国の実を結んだ人々は、キリストが来臨して神の国  
が到来する時、神の約束通りに、その国に入れられる。彼らは、贖わ  
れた者の共同体と一つになって、神を見ることを喜ぶだろう。この報  
いは、全く神の恵みによる賜物である。「功績」（merit）<sup>5</sup>という語が  
用いられていることは、この展望の中で理解されなければならない。  
するとわれわれは、アウグスティヌスと共に、「神がわれわれの功績  
に誉れの冠を与えるのは、神がご自身の賜物に誉れの冠を与えること  
にほかならない」（Ep.194,5,19）と言うことができる。キリスト者は、  
神の力、憐れみ、慈愛に信頼して、救いを待ち望み、神が始めら  
れた善い業を、神が恵みのうちに成し遂げてくださるようにと祈る。  
キリスト者は、自分自身の功績ではなく、キリストの功績を信頼す  
る。神は、「各々の行ないに従って報いる」（ロマ2:6）というご自分  
の約束を忠実に守られる。しかしながら、自分に命じられたことをみ  
な果たしても、われわれはあいかわらず、「取るに足りない僕です。  
しなければならないことをしただけです」（ルカ17:10）と言わなければ  
ならない。

24) したがって、功績と善い業という語を用いることは、正しく理解すれば、義とされた人間は、神を自分の負債者にすることができるということを、決して意味していない。悔い改めとか、赦しへの希求という、義認に向かう最初の動きでさえも、そして、信仰そのものさえも神の業であり、神が聖霊の照明によってわれわれの心に触れる時に生ずるものである。

### 教会と救い

25) 救いの教理は教会についての教理と密接に結合している。「教会は、イエス・キリストを信じ、神の恩恵によって正しい者とされた人々の共同体であるから、教会とは、神と、また互いと、和解させられた人々の共同体である」(ARCIC 1「最終報告」序言8)。教会は、イエス・キリストにおいて神がわれわれを義認し救ってくださるという福音を宣言する。信仰をもって福音に応答する者は、洗礼によって教会に入れられることを通して、救いの道に入る。彼らは、教会の構成員として福音を証しするように招かれている。

26) 教会は、それ自体で福音のしるしである。なぜなら、教会の務めは、福音が含んでいる賛いの力を表現し示すことだからである。キリストが十字架と復活を通して実現したことは、教会の生の中で聖霊によって人々に分かち与えられる。教会はその生によって、被造界に対

する神の恵み深い意図と、罪ある人類に対してこの意図を実現する神の力とを表している。こうして教会は、神の国をしるしであり、その前触れである。教会はこの務めを遂行するに当たって、イエス・キリストの道に従うように招かれている。このイエスは、父なる神の姿でありながら、僕の姿を取って、苦しみを通して完全なものとされた。教会がキリストのために反対と迫害に遭う時、それは世界を救うために神が十字架の道を選ばれたことのしるしである。

27) 永久に有効な、ただ一度かぎりのキリストの賛いの業は、教会の生において実現され経験され、ユーカリストで祝われている。この業こそ、福音の中で宣言されている神の自由の賜物である。この秘義に奉仕する教会には、管理の責任が委託されている。教会は、福音を宣言し、サクラメントを執行し、牧会を行なうことによって、この管理の務めを果たすように召されている。教会は福音が様々な時代と文化の中で善い音信として聞かれるようにすると同時に、福音の内容を変えることもその要求を縮小することもなく、その課題を遂行するよう求められる。なぜなら、教会は、自らが受け取ったものの主人ではなく僕であるからである。事実、聞く者の心を動かす教会の力は、われわれの自力からくるものではなく、全く聖靈からくるものなのである。聖靈こそ、教会の生命の源泉であり、教会を真に、神の意図の管理者にするのである。

28) 教会はまた、神の永遠の意図、つまり人類の救い、を実現するた

めの道具である。聖霊がキリスト者の共同体の外でも働いていることをわれわれは認める。しかし福音が顕在的な現実となるのは、聖霊が神の国新しい生命を与え育むところの教会の内部においてである。こういう道具として教会は、福音の生きた現れであるように招かれている。つまり、教会は福音化されると同時に福音を伝えるもの、和解されると同時に人を和解させるもの、共に集められると同時に人を集めるものでなければならない。教会は世の人々に奉仕する時に自分自身の生命のもととなり支えとなっている恵みを、すべての人に分かち与えようとしているのである。

29) したがって、教会は神の意図の、しるしであり、管理者であり、道具であるように招かれており、また聖霊の力によって実際にそうなのである。この理由で教会は、神の救いの業のサクラメントと呼ばれる。しかしながら、教会のしている証しの信用性は、その構成員の諸々の罪や教会の人間的制度の諸々の欠陥によって、また特に分裂というつまずきによって、害されている。教会が、キリストの一つの聖なる体であるということをより明確に理解させるために、教会は常に悔い改めと刷新を必要とする。それでも、福音の中には次の約束が含まれている。すなわち教会が、あらゆる失敗にもかかわらず、神の目的、つまり、人類を神ご自身との、またお互い同士との交わりに入れで、神の命、つまり聖なる三位一体の命にあずからせるという目的を遂行するために、神によって用いられるということである。

30) 教会は、この世にあって常に新たにされ清められる必要がある。

そしてこの教会は完成を待ちつづけている世界、つまり、苦しみと不正、分裂と争いに満ちている世界の中で既に今ここに、神の国の前触れである。だからバウロは、打ち勝ちがたく見える世界内の諸々の分裂を越えるように招かれている交わりについて語っている。この交わりでは、すべての人が、主の前に平等に立っているが故に、互いが平等に受け入れ合わなければならず、すべての人が、神の恵みによって義とされているが故に、互いに正義を行なえるようになり、人種、民族、社会階層、性、そのほかの違いが、もはや、差別や疎外の原因とはならない（ガラ3:28）。恵みによって義とされ、キリストの内に生きるように言葉とサクラメントを通して支えられている人々は、自己中心から解放され、したがって自由に活動し、神と人々と平和に生きることができるようにされている。教会は、義とされた者の共同体として、人が神から賜物として赦しを受け、他の人々に赦しを与えないければならない（マタ16:14-15）という福音の体現となるように招かれている。したがって、教会の教えは、現代社会と関係のない個人的な敬虔主義でもないし、また、政治的あるいは社会的な綱領にも還元されえない。神と和解されると同時に人々を和解させる教会、主に対して忠実で人間間の分裂が克服された教会のみが、疎外され分裂している世界に、率直に語り掛けることができる。こうして教会は、キリストにおいて人を救う神の行為の信頼される証人となり、神の国の前触れとなることができる。しかし神の国が完全に実現されるまでは、教会には、人間的な制約と不完全さが見られる。教会は、始まりであるが、まだ終わりではないし、初穂であるが、まだ最終的な収穫ではな

い。

31) 世界に関する教会の希望の源泉は神である。この神は、被造世界を決して見捨てはなさらなかつたし、その中で働くのを止めることも決してなさらなかつた。教会は、この希望を宣言し、この希望の根拠となっている確信を世界に伝えるために、神から招かれ、力を与えられ、派遣されている。したがって、教会は、言葉と行ないによつて救いの福音を宣言することを通して、世界へのキリストの派遣に参与している。教会は、犯すべからざる人間の尊厳、家族共同体と政治的諸共同体の価値、人類全体に関する神の意図を宣言するように招かれている。また、人類に悔い改めと赦しの福音を述べ伝え、世界のために執り成しの祈りをして、社会に見られる罪の構造に反対して証しを立てるべきである。教会はまた、正義と憐れみを行なうように招かれている。そして社会が正しい判断を下そうと試みる時、自らもそれに関与し、援助する。その時、教会は、神の義に照らして見れば人間のなすすべての解決は暫定的であることを、決して忘れてはならないのである。教会は、世界の中で使命を果たし、旅を続行しながら、「キリストがすべての支配、すべての権威や勢力を滅ぼし、父である神に国を引き渡される」（1コリ15:24）終わりの日を待ち望んでいる。

## 結び

32) 救いについてのキリスト教の教理の本質的要素の釣り合いと首尾一貫性が、歴史と論争の過程で部分的に不明瞭にされてきた。本委員会の作業では、われわれは、この釣り合いと首尾一貫性を再発見して、共同作業でそれを表現しようとした。それぞれの教会の内部、あるいは両教会の間にいまだ存続している義認の教理に関する神学的解釈の相違、あるいは教会論上の強調点の相違は、われわれが分かれたままいることを正当化しえないものである、とわれわれは一致して確信している。両教会は、救い及び、救いに関する教会の役割についての教理のすべての本質的な側面に関して、意見が一致している、とわれわれは考えている。また、救いの教理の中での義認と聖化の教えが今日のわれわれに対して今もなおもっている中心的な意味と深い意義にわれわれは気付いた。われわれは、われわれの合意を、両教会の和解に貢献するものとして両教会に提示するものである。それは、われわれが世界の不安と闘争と希望のただなかで、神の救いを一緒になって証しできるようになるためである。

注

(1) トリエント公会議の『義化についての教令』は7か月の作業の末、1547年1月13日に発布され、全体を通して読まれるべきものである。これは、Denzinger-Schonmetzer, *Enchiridion Symbolorum, Definitionum et Declarationum* (略字DS) (Herder, Freiburg, 1965) DS 1520-1583に印刷されている。英訳は、H. Schroeder (ed.), *The Canons and Decrees of the Council of Trent* (Tan Books and Publishers, USA, 1978) である。抜粋は、J. Neuner-J. Dupuis (ed.), *The Christian Faith in the Doctrinal Documents of the Catholic Church* (Collins, 1983) Nos. 1924-83にある。1661年以前の義認についての聖公会側の考察を表す主要な資料と著者は、以下のとおりである。『三十九箇条』(1571); Cranmer の説教 "Of Salvation" (1547) (第11条はこの説教に言及してある); Richard Hooker, *Learned Discourse of Justification* (1586); Richard Field, *Of the Church III, Appendix, chapter 11* (1606); John Devenant, *Disputatio de Iustitia habituali et actuali* (1631). 英訳: Allport, *Treatise on Justification* (1844); William Forbes, *Considerationes Modestae et Pacificae* (死後出版1658; 英訳: Calm Considerations, 1850)。

(2) 「われわれは次の二様の仕方によってキリストに参与する。その一つは、転嫁によることである。キリストが行い苦しまれたことが、義としてわれわれに転嫁される。他の一つは、習性として現実的注入

による。すなわち、われわれは地上にあるうちに恵みが内側に与えられて、後にはより完全にわれわれの魂も体も栄光においてキリストの魂と体に似たものとされる。」(Richard Hooker, *Laws of Ecclesiastical Polity*, V. 56, 11)。

(3) 『三十九箇条』の第10条は次のように言っている。「キリストによって神の恩恵が私たちの内に先に働いて、私たちに善い志を抱かせ、またそのような善い志を抱いてから私たちと共に働いていなければ、私たちは神に喜ばれ、受け入れて頂けるような善い業を行う力を持たないのである。」これは、「先行する恩恵」と「協力する恩恵」についてのアウグスティヌスの言葉 (*De gratia et libero arbitrio*, 17, 33) を反映している。

(4) *Simul iustus et peccator* (「同時に義人であり罪人である」) は、ルーテル教会の表現で、聖公会の特徴的な表現ではない。トリエント公会議の『義化についての教令』はこれに触れていない。第二ヴァティカン公会議は、教会は「聖であると同時に常に清められるべきものである」(*sancta simul et semper purificanda*)と言っている (『教会憲章』8)。この逆説的な言い方の究極的な源は、アウグスティヌスの言葉である (*Enarrationes in Ps. 140; Ep. 185. 40*)。

(5) ラテン語の *mereor* には、「何かを報酬として受ける資格がある」から、「与えられる」、「獲得する」までの様々な意味があると

いうことによって、誤解が生じたことがある。この様々な意味は、教父時代と中世のキリスト教ラテン語の用法に見られる。トリエント公会議 (DS 1545) は、功績 (*meritum*) という語で、キリスト自身の場合を除けば、人の業績と神の報酬とは厳密に同等であるということを言おうとはせず、正しい人の善い業と愛とを忘れるような不正なかたではない神が (ヘブ6:10)、その寛容の故に善い業の善さを喜ばれるということを言おうとしたのである。

聖公会——ローマ・カトリック教会国際委員会  
救いと教会

---

1990年8月15日発行

編集者

聖公会——ローマ・カトリック教会日本委員会

発行者

日本聖公会エキュメニズム委員会 カトリック中央協議会エキュメニズム委員会

〒150 東京都渋谷区東1—4—21 〒102 東京都千代田区六番町10—1

日本聖公会管区事務所内

カトリック中央協議会内

電話 (03) 400-2314

電話 (03) 262-3691

---

印刷 有限会社 鶴飼印刷

